

重度障がい者医療費助成制度について

1 制度内容

医療機関等を受診する際に、「健康保険情報が確認できるもの」と「重度障がい者医療証(医療証)」を窓口
に提示することで、健康保険が適用された医療費の自己負担額の一部が助成される制度です。

【健康保険情報としてマイナンバーカードを利用する場合】

重度障がい者医療証については、マイナンバーカードでの資格確認ができないため、医療機関等を受診する
際は、マイナンバーカードに加えて「医療証」を窓口に表示してください。

2 対象者について

守口市内に住所を有している健康保険加入者のうち、次のいずれかに該当する方です。

- 身体障がい者手帳1級または2級をお持ちの方
- 療育手帳Aをお持ちの方
- 療育手帳B1と身体障がい者手帳(3級～6級)をお持ちの方
- 精神障がい者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- 特定医療費(指定難病)受給者証または特定疾患医療受給者証をお持ちの方で、障害年金(もしくは特別児童扶養手当)1級の状態に該当する方

<所得制限額について>

所得制限額表

扶養人数	所得制限額
0人	472万1千円以下
1人	510万1千円以下
2人	548万1千円以下
3人目以降	1人増すごとに扶養人数2人の額に38万円を加算した額

1月から6月の申請については、前々年中所得、7月～12月の申請については、前年中所得が対象です。

※老人扶養親族1人に付、100,000円加算

※特定扶養親族1人に付、250,000円加算

3 助成内容について

大阪府内の医療機関等を受診する際は、「健康保険情報が確認できるもの」と「医療証」を窓口に提示してください。

- 同一の医療機関・薬局・訪問看護ステーションにつき、自己負担は1日最大500円までです。
- 同一の医療機関でも「入院」と「外来」、「歯科」と「歯科以外の診療科」は別計算です。
- 健康保険が適用しないもの（予防接種、健康診断、入院時の差額ベッド代、入院時の食事代など）は助成対象外です。
- 大阪府外の医療機関等を受診する際は、重度障がい者医療証が使用できません。後日、払い戻しの申請をしてください。

4 重度障がい者医療証の交付申請について

医療証の交付申請手続きが必要です。

【交付申請に必要なもの】

1. 次のいずれか

- 身体障がい者手帳1級または2級
- 療育手帳A
- 療育手帳B1と身体障がい者手帳(3級～6級)
- 精神障がい者保険福祉手帳1級
- 特定医療費(指定難病)受給者証、特定疾患医療受給者証と年金証書(年金改定通知書)または、特別児童扶養手当証書

※障害年金1級該当の方で年金証書をお持ちでない方はお問い合わせください。

2. 健康保険情報が確認できるもの

3. 守口市外から転入された方

対象者本人の課税(所得)証明書もしくはマイナンバーカードまたは通知カードおよび申請者の本人確認ができるもの

※所得証明書を提出される場合は、1月から6月までに転入された方は、前年度分の課税(所得)証明書、7月から12月までに転入された方は、今年度分の課税(所得)証明書が必要です。

[→重度障害者医療費受給者資格変更届\(ホームページよりダウンロード可\)](#)

【住所地特例の対象となる方】

守口市にお住まいの方が、大阪府内の他市町村の施設に入所をして、施設所在地に住所を変更した場合には、守口市より医療証を交付します。(国民健康保険制度における取り扱いと同様です。)

5 有効期限について

医療証の有効期限は、原則、毎年10月末日までです。

更新の手続きは、原則、不要です。

11月1日から翌年の10月31日までの医療証は、所得判定等の審査を行い、引き続き対象となる方には、自動的に送付します。※自動更新を希望されない方は、お申し出ください。

【次の方は、手帳の期限を元に医療証を交付しています】

- 身体障がい者手帳をお持ちの方で、再認定年月日がある方
 - 療育手帳をお持ちの方で次期判定年月日がある方
 - 精神障がい者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- ※手帳の更新が確認できましたら、審査の上、新しい医療証をお送りします。

6 届出が必要な場合について

次の場合は医療証を持参の上、必ず届け出てください。

- 氏名・住所が変更した場合
- 健康保険の種類や記号・番号等に変更があった場合
- 生活保護を受給した場合
- 死亡した場合
- 交通事故等の第三者(他人)の行為により受診をした場合

※転出等で資格を喪失した後に、医療証をご使用になりますと、助成額を返還していただくことになりますので、ご注意ください。

→[重度障害者医療費受給者資格変更届](#)、[重度障害者医療費受給者資格変更届](#) (ホームページよりダウンロード可)

7 払い戻しの申請について

次の場合は、払い戻しの申請をしてください。

- 大阪府外の医療機関等を受診した場合
 - 医療証を提示せずに医療機関等を受診した場合
 - 補装具(コルセット等)を作製した場合
 - 10割の医療費を負担した場合
 - 複数の医療機関等を受診し、1ヶ月の自己負担が、3,000円を超過した場合
- ※原則、「8 の一部自己負担額の自動償還について」により自動的に返金いたしますが、先に返金を希望される場合は、払い戻しの申請を行ってください。

※ 医療費が高額になった場合は、事前にご加入の健康保険組合等に高額療養費の支給についてご確認いただき、払い戻しの申請を行ってください。

【払い戻しの申請に必要なもの】

1. 領収書の原本(氏名、受診日、医療点数、金額等が記載されているもの)
2. 医療証
3. 受給者の振込先口座情報がわかるもの

→[重度障害者医療費受給者資格変更届](#) (ホームページよりダウンロード可)

※健康保険から支払いがあった場合は、支払決定通知等の支給を受けたことがわかる書類もご提示ください。

※医療費が高額になった場合、補装具を作製した場合、10割の医療費を負担した場合は、まず加入している健康保険への申請が必要です。

8 一部自己負担額の自動償還について

1ヶ月の自己負担限度額は、3,000円です。

一部自己負担額を市で確認し、超過分を診療年月から約4ヵ月後に振り込みます。

初回のみ振込先口座情報の登録が必要なため、該当する方には市より手続きの案内を送付します。

※大阪府外での受診や重度障がい者医療証を提示せずに受診した場合は、払い戻しの申請が必要です。

※自動償還ではなく、先に返金を希望される場合は、「7 払い戻しの申請について」により、払い戻しの申請を行ってください。

9 その他

● 再交付について

医療証を紛失または汚損された場合は、再交付の申請をすることができます。

● 医療証の返還について

転出や死亡により資格がなくなったときは、医療証を返却してください。

● その他の公費制度の利用について

国の公費負担医療制度の受給者証など(「特定疾病療養受領証」や「特定医療費(指定難病)受給者証」)をお持ちの方は、「医療証」と併せて当該受給者証も医療機関に提示してください。

【お問い合わせ先】

守口市役所 健康福祉部 障がい福祉課 (市役所3階)

TEL:06-6992-1630(直通)

FAX:06-6991-2494(直通)

E-mail:Mori_shougai@city-moriguchi-osaka.jp

